

第7章 GI制度による持続可能な開発目標（SDGs）への 貢献に関する分析

内藤 恵久

1. 研究の趣旨・背景

2015年9月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中核として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられた。これは17のゴールと、それを細分化した169のターゲットからなっている。採択を受けて、この目標の達成に向け、様々な行動が行われつつあり、農業分野においてもSDGsを念頭に置いた活動が求められている⁽¹⁾。

一方、地理的表示（以下「GI」という。）については、我が国では2014年に保護制度が創設されたところであるが、GIは地域の自然的・人的環境とのつながりのある特性を持つ製品の名称であることから、この保護によって、単に製品の付加価値向上に資するだけでなく、地域の振興やさらには環境保全等にも資することが期待されている⁽²⁾。古くからGI保護に取り組んできたヨーロッパにおいては、GI保護を定めるEU規則において、その前文で、GIをはじめとした品質政策に取り組むことが地域振興、とりわけ条件不利地帯に貢献することを明確にしており⁽³⁾、GI保護が持続的な開発につながるということが明確に意識されている。

本稿では、GI保護制度がSDGsの目標に貢献することができるのかについて、SDGsとGIとの関係やGI保護制度の仕組みが目標達成に貢献する可能性を整理した上で、具体的なGI登録の事例に即してSDGsの目標への貢献を検証することとする。

さらに、エシカル消費、ESG投資等への関心の高まりの中で、SDGsに関連するGIに関する取組によって、競争優位につながる可能性や、その課題についても考察することとする⁽⁴⁾。

2. SDGsの目標とGIとの関係

（1）GIと持続的な開発との関係

GIは、生産地の自然的・人的環境によって生じる特別の品質等の特性を持った製品の名称である。このような特性や、生産地、生産方法を基準として定め、消費者の評価を高めることにより付加価値につなげている。また、生産地の環境に帰せられる特性を必要とするため、明細書で定められる基準においては、通常、そのような環境を有する特定の生産地で、特徴を生み出せる特別な、伝統的な方法により生産することが定められることになる。このような産地とのつながり及び地域資源の再生産能力のため、GIは、生産を維持で

きる高い単価を実現するだけでなく、地域的、自然的、文化的財産の保護など、持続性の適切な基盤を提供している⁽⁵⁾ (FAO and EBRD, 2018 : 36)。これに関し、木村は、特に畜産セクターにおける SDGs への貢献について、経済、社会、環境面での貢献について述べる一方、マイナスに作用している点があることを指摘している (木村, 2019 : 63 - 65)。

(2) SDGs の具体的内容との関係

上記で述べたように、GI は持続可能な開発に、多くの点で貢献しうると考えられる。ここで、SDGs に掲げられた具体的目標と GI との関係について整理すると、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットのうち、次のような内容が、特に GI と関係が深いと考えられる。

1) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (ゴール 2)

このゴールの下、「2.3 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる」、「2.4 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する」、「2.5 食料生産に関わる遺伝的多様性を維持し、遺伝資源等へのアクセスと、得られる利益の公正・衡平な配分を促進する」等のターゲットが定められている。

これらの内容と GI との関係についてであるが、FAO and EBRD は多くのケーススタディにより、GI が価格、生産者手取り、生産量、マーケットアクセスなどに与える効果を示し、生産の長期的安定性を高めるとしており (FAO and EBRD 2018 : 11 - 20)、GI は一般的に「持続可能な農業の促進」に貢献しているものと考えられる。また、GI の内容によっては、例えば我が国の登録産品では、「奥久慈しゃも」のように農地面積が小さく傾斜もきつい中山間地での所得向上のために導入されたもの、「吉川ナス」、「山内かぶら」等のように在来種が利用され維持されているものなど、小規模生産者による生産維持と所得増進、遺伝的多様性の維持等に高い効果を有するものもあると考えられる。

2) 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する (ゴール 8)

このゴールの下、「8.9 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進する」等のターゲットが定められている。

この内容と GI との関係についてであるが、須田は、GI など伝統的・特徴的地域産品とこれに関連した特徴的な自然や文化遺産を結び付け旅行客を呼び込む、フランスの「味の景勝地」制度を事例に、GI を通じて地域振興が図られていることを指摘している (須田, 2013 : 2 - 3)。この味の景勝地制度と同様の目的で、我が国では、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域の取組を認定する制度 (「SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域)」) が設けられているが、この認定地区の一つである「因幡・但馬地区」では登録産品の「こおげ花御所柿」が地域産品の一つとしてあげられている (SAVOR JAPAN 推進協議会, 2022 年 1 月 20 日参照)。また、GI

登録産品である「三島馬鈴薯」に関し、全国コロッケフェスティバルなどによって観光資源となっているとの指摘がされている（木村，2019：71）。

3）包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する（ゴール 11）

このゴールの下、「11.4 世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する」，「11. a 都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する」等のターゲットが定められている。

これら内容と GI との関係についてであるが、既に述べたように、FAO and EBRD は GI が地域の自然的・文化的要素の保護などにも貢献していることを指摘している。我が国の例をあげると、世界農業遺産に認定されている大分県国東半島宇佐地区の「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」において、GI 登録されたシチトウイ（登録産品は「くにさき七島蘭表」）が重要な役割を果たしている（国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会，2022 年 1 月 20 日参照）。なお、くにさき七島蘭表は「国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証制度」の認証も受けている。

4）持続可能な生産消費形態を確保する（ゴール 12）

このゴールの下、「12.4 化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす」，「12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」等のターゲットが定められている。

これら内容と GI との関係についてであるが、GI 産品の中には、伝統的な、環境負荷の低い生産方法で製造されているものも多く、例えば、4 で述べるような農薬の低・不使用、有機肥料の使用、天然素材の使用、手掘り等機械の不使用などの生産方法が該当する。こういった産品においては、一般的な生産方法に比較して、化学物質や廃棄物の放出の低減に貢献していると考えられる。

5）持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する（ゴール 14）

このゴールの下、「14.4 漁獲を効果的に規制し、不適切な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する」，「14. b 小規模・零細漁業者の海洋資源・市場のアクセスを提供する」等のターゲットが定められている。

これら内容と GI との関係についてであるが、GI 産品には、水産物が含まれており、資源に配慮した漁業規制をした上での生産や、小規模漁業者による漁業の維持がされているものがある。例えば、4 で述べる「十三湖産大和しじみ」，「大野あさり」，「網走湖産しじみ貝」等で、様々な資源管理が行われ、また小規模漁業者に配慮した生産方法がとられている。なお、「十三湖産大和しじみ」については、水産資源や生態系などの環境にやさしい方法で行われている漁業や養殖業を認証する「水産エコラベル認証（MEL 認証）」を受けている。

6) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する（ゴール 15）

このゴールの下、「15.2 あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、新規植林及び再植林を大幅に増加させる」等のターゲットが定められている。GI 産品には林産品も含まれ、森林の再生産等により持続可能な生産方式をとっているものもある。例えば、4で述べる「浄法寺漆」では、漆採取後に漆林を再生する管理方法がとられており、持続可能な森林経営が図られている。

3. GI 保護制度による SDGs への貢献

（1）GI 保護制度による貢献のとりえ方

2では、SDGs の目標のうち、特に GI と関係が深いものを整理したが、ここで整理したとおり、GI 産品は、SDGs の目標達成に大きく貢献する可能性がある。ただし、これは、GI 産品という地域の特徴ある産品やその産品を核とした取組全体をとらえた場合の貢献であり、GI 保護制度による直接的な貢献とは若干異なる。もちろん、GI 保護制度は GI 産品の振興に貢献するため、広くとらえれば、GI 保護制度が2で整理した内容に幅広く貢献するともいえるが、以下では、GI 保護制度そのものによる貢献として、登録簿、明細書で定められた生産等の基準、制度上必要とされる管理体制など、制度によって直接担保される内容に注目して、貢献内容を整理することとする。

（2）GI 保護制度の仕組みによる貢献の可能性

GI 保護制度による具体的な貢献を整理する前に、GI 保護制度の概要を確認しておく。我が国や EU の GI 保護制度では、登録の際、保護される名称とともに、品質等その産品の特性、生産地、生産方法等を明記し、これを詳細に明細書で定め、明細書で定めた基準への適合を、我が国では生産者団体が、EU では第3者機関が、チェックすることにより担保している。この際、我が国では生産行程管理規程を定め、これに従って基準への適合の確認などの品質管理措置を行うとともに、実行した措置を国に報告し、国は必要に応じて検査等により適正な実行を確保することが、法制度上定められている⁽⁶⁾。

このため、登録簿に登録された内容や明細書で規定された内容とともに、生産行程管理規程で定められた内容を確認することにより、どのような内容が、GI 保護制度上、制度として必ず担保される内容となっているかが確認できることとなる。これを踏まえ、4では個別の登録産品について、明細書や生産行程管理規程等で定められた内容を検証していくこととする。なお、登録簿、明細書、生産行程管理規程の内容は、農林水産省ウェブサイトに記載されている内容により⁽⁷⁾、2022年度末時点で登録されている日本産の産品（126産品）を対象とした。

4. 個別の登録等の内容とSDGsとの関係

登録簿、明細書、生産行程管理規程に明示されている内容で、SDGsの目標に貢献していると考えられるものとしては、以下のようなものが認められた。

（1）食料安全保障・栄養改善の実現、持続可能な農業の促進等（ゴール2）関係

ターゲットとして定められている「小規模食料生産者の農業生産性と所得の倍増」、「持続可能な食料生産システムの確保、強靱な農業の実践」、「遺伝的多様性の維持」等に関連する内容として、以下のようなGI登録事例が認められた。なお、すべてのGI製品は、「持続可能な食料生産システムの確保、強靱な農業の実践」に多かれ少なかれ貢献していると考えられるため、この貢献については事例として取り上げていない。

「奥飛騨山之村寒干し大根（2017年11月登録）」の事例

登録簿及び明細書において、生産の方法として、「原料の大根を、山之村地区内で栽培する」、「厳冬期に屋外で寒風干し作業を行う」こと等が定められており、この内容が生産行程管理規程により担保されている。これらの内容については、小規模生産者のみが行うことを直接定めているものではないが、実態上、山間豪雪地帯の小規模生産者による原料農産物の生産や加工を担保しているものと考えられる。

このように、「奥飛騨山之村寒干し大根」においては、「小規模食料生産者の農業生産性と所得の倍増」といったSDGsの目標に貢献しているものと考えられる。

「吉川ナス（2016年7月登録）」、「新里ねぎ（2017年5月登録）」、「辺塚だいだい（2017年12月登録）」、「対州そば（2018年4月登録）」、「佐用もち大豆（2019年5月登録）」、「富山干柿（2020年8月登録）」、「清水森ナンバ（2020年12月登録）」、「阿久津曲がりねぎ（2022年2月登録）」、「あけぼの大豆（2022年3月登録）」、「女山大根（2022年6月登録）」、「近江日野産日野菜（2022年10月登録）」等在来種に係るGI製品の事例

これらのGI製品については、登録簿及び明細書の生産の方法に、在来種の使用が明示され、生産行程管理規程でその使用が担保されることから、その種の維持に資するものとなっている。GI製品の種類は、野菜、穀物、果実、加工品等幅広いものとなっている。このうち、「新里ねぎ」について農林水産資源ジーンバンクに登録されている。

このように、「吉川ナス」等在来種に係るGI製品においては、GI保護制度を通じて、「食料生産に関わる遺伝的多様性の維持」といったSDGsの目標に貢献していると考えられる。

（2）包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する（ゴール8）関係

ターゲットとして定められている「持続可能な観光業を促進する」等に関連する内容と

して、以下のような GI 登録事例が認められた。

「鹿児島島の壺造り黒酢（2015 年 12 月登録）」の事例

明細書において、生産方法として、「屋外に並べた陶器の壺で、6 か月以上の発酵、さらに 6 か月以上の熟成を経て製品にする」こと等が定められている。この内容については、生産行程管理規程において、調査委員会が現地調査を行い、作業記録の確認によって確認することとされている。数多くの壺が屋外の自然環境下に並べられた景観は、「壺畑」として、桜島等の風景と相まって観光資源となり、黒酢を用いた料理や製品の提供を含め、観光客の呼び込みに寄与している。

このように、「鹿児島島の壺造り黒酢」においては、GI 保護制度を通じて、「持続可能な観光業の促進」といった SDGs の目標に貢献していると考えられる。

（3）包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する（ゴール 11）

ターゲットとして定められている「世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する」等に関連する内容として、以下のような GI 登録事例が認められた。

「くにさき七島蘭表（2016 年 12 月登録）」の事例

「国東半島宇佐地域」は 2013 年に世界農業遺産に登録されている。国東半島宇佐地域世界農業遺産の特徴としては、降雨が少なく保水性のない土壌という環境の下、クヌギの植林、ため池の設置などによって循環的な農業が営まれていることであるが、この循環的な農業においてシイタケ栽培とともに、七島蘭栽培が重要な役割を果たしていることが明細書で記載されている。七島蘭の栽培については、生産行程管理規程により、生産者、圃場の場所等が管理されている。

このように、「くにさき七島蘭表」においては、GI 保護制度を通じて、「世界文化遺産・自然遺産の保護・保全」（又は「持続可能な食料生産システムの確保、強靱な農業の実践（ゴール 2 関係）」）といった SDGs の目標に貢献しているものと考えられる。

（4）持続可能な生産消費形態を確保する（ゴール 12）関係

ターゲットとして定められている「化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす」等に関連する内容として、環境負荷の低減に資する生産方法（例えば、農薬の不・低使用、手掘り等機会の不使用等）をとっている以下のような GI 登録事例が認められた。

「あおりカシス（2015 年 12 月登録）」の事例

明細書において、「原則として農薬を栽培期間中使用せず、手摘みで収穫する」ことが定められており、生産行程管理規程において、栽培記録簿の作成・提出、現地調査により、その内容を確認することとされている。

このように、「あおりカシス」においては、GI保護制度を通じて、「化学物質や廃棄物の放出減少」といったSDGsの目標に貢献していると考えられる。

「八女茶（2015年12月登録）」の事例

明細書において、「被覆資材は稲わら、すまき等の天然資材を用いること」、「摘採方法は手摘みとすること」、「堆肥等の有機物資材を施用し、土づくりを十分に行うこと」等が定められている。この内容については、生産行程管理規程において、生産履歴の提出・確認、現地調査により確認することとされている。

このように、「八女茶」においては、GI保護制度を通じて、「化学物質や廃棄物の放出減少」といったSDGsの目標に貢献していると考えられる。

（5）持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する（ゴール14）関係

ターゲットとして定められている「漁獲を規制し、不適切な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する」、「小規模・零細漁業者の海洋資源・市場のアクセスを提供する」等に関連する内容として、以下のようなGI登録事例が認められた。

「十三湖産大和しじみ（2016年12月登録）」の事例

明細書で、「目合い12mm以上のジョレンを用いること」、「資源管理のため毎年度定められた操業期間・区域・漁獲量等の操業制限を遵守すること」、「出荷規格以下のサイズのしじみを放流すること」等が定められている。この内容については、生産行程管理規程において、指名を受けた漁業者及び漁協役職員による漁法等の遵守に関する検査を受けた上での出荷、漁協による検査記録の確認等より確認することとされている。

このように、「十三湖産大和しじみ」においては、GI保護制度を通じて、「漁獲の規制、不適切な漁業慣行の終了、科学的な管理計画の実施」といったSDGsの目標に貢献していると考えられる。

「みやぎサーモン（2017年5月登録）」の事例

明細書で、海面に浮かぶため漁場を汚しにくい効果もある「EP飼料（人工配合飼料）の使用」等が定められている。この内容については、生産行程管理規程において、飼料メーカーの配合明細書の確認、生産者から提出された納品書の確認等により確認することとされている。

このように、「みやぎサーモン」においては、GI保護制度を通じて、「海洋・海洋資源の保全、持続可能な形での利用」といったSDGsの目標に貢献していると考えられる。

「大野あさり（2019年12月10日登録）」の事例

明細書で、生産の方法として、①各自に割り当てられた区割り内の漁場管理と、当該

区割り内のみの収穫、②熊手を用いた手掘り漁法のみを使用、③小型のあさは漁場に
戻すこと、等が定められており、この目的として、小規模な干潟を漁業者が公平で持続
的な利用ができることが明示されており、結果として、全国的なあさり生産が減少する
中で、大型のあさが安定的に生産されていることが示されている。この生産方法は、
生産行程管理業務規程において、生産管理団体である漁協が、生産・出荷日誌の確認、
現地確認、出荷先の調査等を通じて担保することが定められている。

このように、「大野あさり」においては、GI 保護制度を通じて、「漁獲の規制、不適切
な漁業慣行の終了、科学的な管理計画の実施」、「小規模・零細漁業者の海洋資源・市場
のアクセスの提供」、「小規模食料生産者の生産性と所得の倍増（ゴール 2 関係）」等の
SDGs の目標に貢献しているものと考えられる。

「檜山海参（2020 年 3 月登録）」の事例

明細書で、生産の方法として、「桁曳網等の漁網（たも網は除く）を使用しないで漁獲
する」ことが定められており、これはなまこを傷つけないようにするとともに、資源枯
渇を招かないよう桁曳網を禁漁にしたためと説明されている。この内容については、生
産行程管理規程において、生産業者が納入伝票（採取方法、重量等を記載）を保管し、
示せるようにしておくことで担保することとされている。なお、明細書には、漁獲法の
制限のほか、小型なまこの採捕禁止、種苗の放流等の資源を持続的に利用するための取
組が記載されているが、これらは生産方法としては明記されていない。

このように、「檜山海参」においては、必ずしも十分でない点も認められるものの、GI
保護制度を通じて、「漁獲の規制、不適切な漁業慣行の終了、科学的な管理計画の実施」
といった SDGs の目標に貢献していると考えられる。

「網走湖産しじみ貝（2020 年 11 月登録）」の事例

明細書で、「漁獲可能量は事前に組合から通達された数量以内」、「殻幅 14mm 以上の
もの」であることが定められており、漁獲量は研究機関や行政と協力した資源調査に基
づき算出していることが記載されている。この内容については、生産行程管理規程にお
いて、漁獲出荷日誌の作成・提出、帰港時の抜き打ち検査、出荷量の相互目視監視、漁
業取締員による確認等により担保することとされている。

このように、「網走湖産しじみ貝」においては、GI 保護制度を通じて、「漁獲の規制、
不適切な漁業慣行の終了、科学的な管理計画の実施」といった SDGs の目標に貢献して
いると考えられる。

（6）陸生生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営等（ゴ ール 15）関係

ターゲットとして定められている「あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進
し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、新規植林及び再植林を大幅に増加させる」

等に関連する内容として、以下のようなGI登録事例が認められた。

「浄法寺漆（2018年12月登録）」の事例

登録簿及び明細書で、地域との関連性を説明する内容として、漆採取・伐採後の萌芽を漆林として再生する管理方法によって、自然と共存しながら浄法寺漆を生産していることが示されている。ただし、この内容は「生産の方法」としては記載されておらず、生産行程管理規程で担保される形とはなっていない。

このため、「浄法寺漆」においては、「森林の持続可能な経営の実施」といったSDGsの目標に貢献していることが明細書で明らかにされていると考えられるが、その内容がGI保護制度で直接担保されているとはいえない状況となっている。

5. まとめと今後の課題

（1）まとめ

GIは、地域の環境とつながりのある特性を持つ製品の名称を保護するものであることから、多くの点で持続可能な開発と関連し、2で整理したように、GI产品及びこれを核とした取組に関し、SDGsに掲げられた具体的なゴール、ターゲットと強く関係する内容が幅広く認められた。そして、3で整理したように、GI保護制度では、生産方法などが明細書で明記され、この遵守が担保される仕組みとなっていることから、この内容として定められた場合、SDGsへの貢献が、制度上保証される仕組みとなっていた。

これを踏まえて、明細書や生産行程管理規程等において明文で定められた内容に注目して、GI保護制度による直接的なSDGsへの貢献を4で整理した。結果として、明細書等の規定からSDGsへの貢献が明確である産品が多くみられた。貢献内容としては、「小規模食料生産者の農業生産性と所得の倍増」、「持続可能な食料生産システムの確保」、「遺伝的多様性の維持」、「持続可能な観光業の促進」、「世界文化遺産・自然遺産の保護・保全」、「化学物質や廃棄物の放出減少」、「漁獲の規制、不適切な漁業慣行の終了、科学的な管理計画の実施」、「小規模・零細漁業者の海洋資源・市場のアクセスの提供」、「森林の持続可能な経営の実施」等である。

一方、実態的にはSDGsに貢献していると考えられる場合であっても、（2）で示すように、必ずしもGI保護制度上に位置付けられた形で明確化されていない事例も存在した。

（2）GI保護制度によるSDGsへの貢献の明確化

GIが実態的にSDGsに貢献していると考えられる場合であっても、明細書や生産行程管理規程に明文化された形で位置付けられていないことも多かった。

例えば、「くまもとあか牛」に関しては、地元草地資源の餌としての利用、放牧、これらを可能とするための持続的な草地利用管理などによって、地域の自然的・文化的要素の保護などに貢献していると考えられるが、このような内容については、明細書等の内容に含

まれていない⁽⁸⁾。同様な例として、木村は「三島馬鈴薯」において、環境負荷の少ない手掘りの生産行程が行われていることをSDGsへの貢献として指摘しているが(木村, 2019: 70)、明細書では「肌を傷つけないよう丁寧に収穫を行う」とされているのみで、手掘りであることは示されていない。また、「浄法寺漆」については、明細書で、地域との関連性を説明する内容として、漆採取・伐採後の萌芽を漆林として再生する管理方法によって、自然と共存しながら浄法寺漆を生産していることが記載されているが、この内容は「生産の方法」としては記載されておらず、自然環境に配慮した持続的な生産活動が、GI保護制度で直接担保されているとはいきれない内容となっている。同様に「田子の浦しらす」については、明細書で、休業日の設定や作業時間の規制を行い、資源を継続的に利用する努力を行っていることが記載されており、また「小川湖産大和しじみ」については、明細書で、一日当たり採捕量の制限、漁具規格の統一、人口種苗の放流などによる持続的な生産・利用を図るための取組が記載されているが、これらの内容は「生産の方法」としては記載されていない。「伊達のあんぼ柿」については、明細書の商品の特性の記述の中で、地域の冬の風物詩となっている柿の乾燥風景を記載しているが、その乾燥方法は生産方法としては定められていない⁽⁹⁾。

また、SDGsに貢献する内容が規定されている場合であっても、その担保方法が十分か疑問のあるものも見受けられた。例えば、「檜山海参」については、漁網（たも網は除く）を使用しないで漁獲することが定められているが、この担保方法は、檜山海参の加工業者が、原料の採取方法、重量等を記載した納入伝票を保管することにとどまっており、漁業者の漁獲方法を直接確認することは定められていない。

以上のような内容を踏まえると、GI产品及びGI保護制度が、SDGsへ明らかに貢献しているというためには、明細書や生産行程管理規程において、どのような内容のSDGsへの貢献があり、それをどのように担保しているかを明らかにすること、とりわけGI產品と認められるための「生産方法」として明示し、それが確実に遵守される担保措置を講じることが重要と考えられる。

(3) GIによるSDGsへの貢献と経済的利益の両立

以上では、GIがSDGsに貢献する可能性があることを整理したが、さらに、これをGI產品の競争優位性等経済的利益につなげることができるかを検討する。このような貢献を、単に経営体の社会的責任や社会貢献にとらえるだけでは、その確実な実施や持続性等に問題が生ずることが考えられ、むしろ積極的にその経営体の競争優位性にもつなげる視点が必要と考えられるためである。

この社会的利益と経済的利益の両立に関し、ポーターとクラマーは「共通価値の創造 (Creating Shared Value : CSV)」という考え方を示している (ポーター・クラマー, 2011 : 8-31)。このCSVとは、「社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果、経済的価値が創造されるというアプローチ」(ポーター・クラマー, 2011 : 10)とされている。つまり、営利企業がその本業を通じて社会的問題解決と経済的利益をともに追

求し、両者の間に相乗効果を生み出そうとすることである（岡田，2015：40）。そして、このCSVを実現する手法として、ポーターとクラマーは、①製品と市場を見直すこと、②バリューチェーンの生産性を再定義すること、③企業が拠点を置く地域を支援する産業クラスターをつくることをあげている（ポーター・クラマー，2011：14 - 24）。また、岡田は、このCSVの考え方を踏まえ、社会性投資が本来の事業環境を改善して本来のリターンを向上させたり、社会性投資自体が経済的価値を生み出したりする可能性があることを指摘し⁽¹⁰⁾、この2種類の副次的効果を大きくする能力を「社会経済収束能力」として、企業が社会経済収束能力を有する場合は、社会的価値の追求がより高い経済的価値にもつながる可能性を指摘している（岡田，2015：43 - 45）。

CSVの考え方が、GIの取組にもあてはまるかは検証が必要と考えられるが⁽¹¹⁾、FAO and EBRDは、GIの経済的効果を最適化するとともに、GIが持続的な発展及び持続的なフードシステムに貢献するための提言を行っており（FAO and EBRD，2018：36 - 37；木村，2019：66）、経済的価値と社会的価値を両立させるためのものとして、CSVの考え方と共通すると考えられる。具体的な提言は、①サプライチェーンを構成する各主体（生産者、加工業者、流通業者）、②公的機関、③ファシリテーター・寄与者に対象者を分けて行われている（第1表）。これらの提言は、それぞれ社会的価値、SDGsの実現にも資する提言であるが、特に直接的なものとして、サプライチェーンの各主体に対する「3. 主体間の協同を発展させるための中期的なプロセスへの考慮」「5. 社会的・環境的な面への影響も考慮した明細書の作成」、公的機関に対する「3. 小規模生産者に適応した法制度の整備・運用」、「6. GI政策に経済的・社会的・環境的側面を組み込むことによるサポート（必要に応じて、外部効果に報いる政策の検討）」、ファシリテーター等に対する「1. GIの持続的な開発への貢献の効果と要因に関する意識啓発」、「2. 関係者の協力のためのガバナンス構造の確立」、「3. 幅広い関係者の包摂」、「5. GIと持続可能な開発の関係に関するエビデンスや成功要因提供のための研究促進」等があげられる。

（2）で示したが、GI制度がSDGsの実現に貢献していくためには、事業者として、GIの内容の再確認と提供する社会的価値の明確化がまず必要であり、これに加えて、サプライチェーンの各主体を含む幅広い関係者の包摂・長期的な協力関係の確立などが求められる。また、国等の公的機関には、経済面だけでなく社会的・環境的な面にも配慮してGIに関する施策を講じていくこと、さらには外部効果に直接的に報いる政策の検討など市場だけでは解決できない部分についての対応が期待されている⁽¹²⁾。

第1表 GIが経済的効果と持続的な発展等への貢献を両立するための提言

提言の対象者	提言の内容
サプライチェーンの各主体(生産者、加工業者、流通業者)	1. 価値と効果的な働き(差別化によるプレミアムと交渉力向上による付加価値の公正な配分)を確保するため、特別の品質に関わる明細書や生産コードの内容に注意を払うこと 2. 主体間の信頼を構築し協同的アプローチが発展するよう、短期的なプロセスよりも中期的なプロセスを考えること 3. 価格変動を避け、付加価値を増加させるため、ニッチなマーケットをターゲットにすることと供給コントロールメカニズムの構築の可能性を検討すること 4. 公正な利益配分を実現するため、バリューチェーンの上下流の各主体間での合意を発展させる可能性を検討すること 5. 価値と効果的な働きの確保だけでなく、地域資源の再生産のためにも、その要求がGIシステムの持続性の社会的・環境的な面へどう影響するかを考慮して、明細書の内容に注意を払うこと 6. 効果と調整の状況を定期的に評価すること
公的機関	1. 正しい政策枠組みで、保護とプロモーション双方の政策を検討すること 2. 公式なロゴの使用によって、GIの品質シグナル面を強化すること 3. 法的制度やその実施が小規模生産者に適切なものであることを確保し、特に小土地所有者の生産者に力を与えるようにすること 4. 登録されたGIの明細書の変更を容易にすること 5. 地域の状況の多様性に適合するため、可能な確認システムの多様性(自己認証、他者認証、第三者認証、一般参加型認証)を踏まえて構築することにより、認証の新しい方法を検討すること 6. GI政策に経済的・社会的・環境的側面を組み込むことにより、GIの発展を、持続可能な食料システムやバリューチェーンの確立のための道具として使用することをサポートすること。例えば、GIシステムの環境・社会面の正の外部性に関連市場が十分に報いることができない場合は、これに報いるための政策を検討すること
ファシリテーター等の関係者	1. GIを持続的な地域開発の駆動物として使用する上でGIの効果と主要な成功要因についての意識啓発を行うこと。この分野の技術的助言と投資を進めること 2. 利害関係者の協力と水平的・垂直的組織を確保するためのガバナンス構造を確立すること 3. サプライチェーンの全利害関係者を包摂を促進するとともに、利害関係者を生産者(加工業者、流通業者)からGIのプロセスに関わる消費者その他の者(地方自治体、NGO)に拡大すること 4. 明細書、価格、生産量に関して透明性を確保するための情報システムを推進すること 5. GIシステムと持続可能な開発との関係について、主要な成功要因とともに、エビデンスを提供するための研究を発展させること 6. GIのサプライチェーンにおける利害関係者のプロセスを改善するため、その能力を強化すること

資料：FAO and EBRD (2018) を基に、筆者作成。

(4) 今後の課題

本稿では、登録簿や明細書等書面で明らかにされている内容に従って、GIのSDGsへの貢献を整理したが、今後、書面に表れていない内容も含めて、具体的なGI産品において、社会的価値実現及びこれと経済的効果の両立のためどのような対応がとられているか、どのような実績が上がっているか等を把握し、その両立に向けて、事業者としてどのような取組が必要とされるのかを分析していくことが必要と考えられる。

また、政策面では、社会的価値と経済的効果を両立させ、相乗効果を発揮させるための支援策として、例えば、行動変容に向けた消費者及び生産者の意識啓発、GIが社会的価値実現にも貢献していることを示す手法の整備⁽¹³⁾、事業者が行う社会的価値につながる行動に直接報いるための支援策など、講ずべき支援策について検討を深めることが必要と考えられる。

これらの点については、具体的な取組の把握を踏まえた今後の研究課題としたい。

- 注（1）食料・農業・農村基本計画では、第1の2（8）「SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開」の中で、「農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながらいわれ、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマ」とした上で、「食料・農業・農村分野においても、経済・社会・環境の諸課題に統合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、これにより生み出される価値を「見える化」し、消費者の購買活動がこれを後押しする持続可能な消費を促進する必要がある」としている。
- （2）地理的表示保護の根拠については、①情報の非対称性の解消による消費者の探索コストの削減と消費者余剰の増加、②価格上昇による生産者余剰の増加、③生産地と品質のつながりの保護による、地域、特に条件不利地帯の経済への利益、④動植物品種や風景、文化的多様性を含む多様性の保護等があげられる（Herrmann and Teuber, 2011：815-816）。
- （3）農産物及び食品の品質制度に関する2012年11月21日の欧州議会及び理事会規則（R(EU)No1151/2012）前文第4項。なお、前文第23項では、自然資源や景観の保護、アニマルウェルフェアの改善などを明細書に記載した場合それを満たすことが必要であることも記載されており、GIを通じた様々な社会的価値の実現を念頭においていると考えられる。
- （4）SDGsの推進に寄与し、企業が持続的に発展することを目的に、環境省は「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」を、経済産業省は「SDGs経営ガイド」を示し、取組促進を図っている。
- （5）ただし、経済的発展、環境保護及び社会厚生はしばしばトレードオフの関係にあることについても指摘されている。また、テキーラのGI産品で、地域とのつながりを失った生産方法への変化により、地域経済や環境への効果が失われた例も報告されており（Bowen and Valenzuela Zapata, 2009）、GIが必ずしも持続的開発につながらないことに留意が必要である。
- （6）品質管理に関わる制度の詳細については、内藤（2015:58-67）に詳説されている。
- （7）農林水産省「登録産品一覧」 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html（2023年4月20日参照）。
- （8）産地において行ったヒアリングでは、放牧等は多くの生産者が行っているものの、必ずしもすべての生産者が行っておらず、一方で、これに取り組むことを明示しても価格上昇につながらない可能性が高いことを、明細書の内容に入れていない理由としていた。（3）で述べるSDGsへの貢献と経済的利益の両立を図る方法を検討する必要性を示すものと考えられる。
- （9）干場に暖簾のように柿を干す乾燥方法が用いられているが、このオレンジ色のカーテンを思わせる乾燥風景は「柿ばせ」と呼ばれ、地域の冬の風物詩となっている。この風景は、農林水産省が主催する「美しい日本の村景観コンテスト」にも入賞し、観光資源ともなっている。一方で、明細書では、協議会が定めたマニュアルに基づき基準を順守し加工を行う旨が定められているのみで、具体的な生産方法が定められていない。なお、GI制度では、品質や生産方法を明示し、その基準に適合していることを保証することで消費者の評価を高めているが、このように具体的な生産方法を明示しない取扱いが適当かについても議論を要すると思われる。
- （10）事業環境改善による本業のリターン向上の例として、社会性追求によるブランド認知価値の向上、社会性を帯びた新事業を通じた新たな戦略パートナーの発見等が、社会性投資自体が経済的価値を生み出す例として、開発途上国で地域酪農家への教育投資を行った結果、生産効率が上がった効果の一部が反映され調達コストが下がる場合があげられている。
- （11）GIにおいて、社会的利益の追求が経済的利益にもつながる例として、環境負荷の少ない生産方法に取り組むことで消費者の評価が上がり価格上昇や販売量増につながることで、持続可能な生産方法での原料調達により調達の長期的安定・低コストにつながることで、産品を核に観光、飲食等様々な関係者の連携が生じ販路が拡大するとともに投資を呼び込むこと、などが考えられる。
- （12）日本の登録事例の明細書等の分析から明らかになった持続的な開発への貢献は、その産品の特徴を発揮するため必要なものや自らの資源の長期的な利用のため必要なものが多く、市場での評価を通じて対応されていくのが基本ではないかと考えられる。一方で、より高度な持続性への貢献を目指しているものや、市場での評価が難しい内容も考えられ、こういった内容に対しては、公的機関の積極的な対応も考えられるのではないかと考えられる。例えば、パルマハムでは、高水準の動物福祉、ハイレベルのバイオセキュリティ、抗生物質の責任ある使用などより厳しいサステナビリティの基準の設定に向け取り組みを開始している（パルマハム協会、2022年1月20日参照）。
- （13）例えば、「くにさき七島蘭表」においては、「国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証制度」が設けられており、世界農業遺産に認定された国東半島・宇佐の農林水産循環が、未来にわたって保全・発展していくよう、認定地域内で生産される農林水産物・加工品を国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が認証し、広く情報発信していく仕組みがとられている。また、「十三湖産大和しじみ」については、水産資源や生態系などの環境にやさしい方法で行われている漁業や養殖業を認証する「水産エコラベル認証（MEL認証）」を受けており、第3者機関の認証により取り組み内容を担保する形となっている。このように、持続可能性に資する個別の認証制度を活用することも考えられるが、GI保護制度の仕組みも活用し、SDGs等にも貢献していることを発信する仕組みも検討の余地があるものと考えられる。

[参考文献]

[日本語文献]

- 岡田正大 (2015) 「CSV は企業の競争優位につながるか」『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』
2015 年 1 月号 : 38 - 53.
- 木村純子 (2019) 「地理的表示 (GI) の持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献 : イタリアと日本の事例から」『フードシステム研究』 26 (2) : 62 - 72
- 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 「クスギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」
<https://www.kunisaki-usa-giahs.com/> (2022 年 1 月 20 日参照).
- 須田文明 (2013) 「地理的表示を通じた地域振興—フランスの「味の景勝地」を事例に—」『農林水産政策
研究所レビュー』 52 : 2 - 3
- SAVOR JAPAN 推進協議会 「SAVOR JAPAN〜Explore Regional Flavors〜」
<https://savorjp.info/ja/> (2022 年 1 月 20 日参照).
- 内藤恵久 (2015) 『地理的表示法の解説』 大成出版社.
- パルマハム協会 「パルマハムのエシカルなサプライチェーンプロジェクト始動」
<https://parmaham.org/news-press-releases/> (2022 年 1 月 20 日参照).
- マイケル E.ポーター・マーク R.クラマー, DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳 (2011)
「共通価値の戦略」『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』 2011 年 6 月号 : 8 - 31.

[外国語文献]

- Bowen, S and A. Valenzuela Zapata (2009) Geographical indications, *terroir*, and socioeconomic and ecological sustainability: The case of tequila, *Journal of Rural Studies* 25(1):108-119.
- FAO and EBRD. (2018) *Strengthening Sustainable Food Systems through Geographical Indications*, FAO.
- Herrmann, R. and R. Teuber (2011) Geographically Differentiated Products, J. L. Lusk, J. Roosen, and J. F. Shogren (eds.), *The Oxford Handbook of the Economics of Food Consumption and Policy*, Oxford University Press, 811-842.